

令和 7 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 5）

堺 市

目 次

	頁
議案第 35 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 36 号 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 37 号 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	9

令和7年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和7年2月13日

堺市長 永藤英機

- 議案第 35 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 36 号 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 37 号 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項中「3歳に満たない」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの」に改め、同条第2項中「小学校又は義務教育学校の前期課程への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）」を「小学校等就学」に改め、同条第4項中「3歳に満たない」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの」に、「第2項中「小学校又は義務教育学校の前期課程への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの子のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育する」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第12条第1項中「定める者」の次に「（第12条の3において「配偶者等」という。）」を加え、同条第3項中「勤務時間」を「勤務」に改める。

第12条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員がその配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後においてこの条例による改正後の第7条の4第1項の規定による時間外勤務等の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求（その3歳から小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部への就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員は、同日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 の一部改正について

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正により、育児のための所定外労働の制限の対象となる子の範囲が拡大されること及び介護離職防止のための仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）に関する周知の強化等が図られることに伴い、本市における職員の時間外勤務等の制限について見直しを行い、及び介護両立支援制度等の周知に関する措置等を講ずることとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第13条第1項（）」を「法第10条の5若しくは法第13条（）」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「法第13条第1項の」を「これらの」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に 関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、法の規定に基づく過料について定めることとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 緊急消防援助手当

第4条第1項中「第6条」を「第7条」に改め、同条第3項各号中「とき。」を「とき」に改める。

第5条第1項中「職員」の次に「（次条に規定する手当の支給を受ける職員を除く。）」を加える。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「第3条及び第6条に規定する手当の支給要件」を「この条例に規定する特殊勤務手当（その額が日額で定められているものに限る。）の支給要件の2以上に、「同条に規定する手当」を「支給要件を満たしている特殊勤務手当のうち、手当の額が最も高額であるもの」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（緊急消防援助手当）

第6条 緊急消防援助手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した地方公共団体に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務として異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助活動等に従事する職員に支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき1,080円とする。

3 第1項に規定する遭難救助活動等の全部又は一部が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める額）を前項に規定する額に加算する。

(1) 日没時から日出時までの間におけるものであるとき 540円

(2) 著しく危険な区域（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令等に基づき立入りの禁止、退去の命令等の措置がなされた区域（第1項に規定する遭難救助活動等の実施後において、当該活動等に係る災害に関し、当該措置がなされた区域を含む。）をいう。）におけるものであるとき 1,080円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年9月1日から適用する。

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について、令和6年8月1日付け消防消第247号、消防広第188号消防庁消防・救急課長、消防庁広域応援室長通知を踏まえ、国家公務員及び警察職員との待遇面における均衡を図るため、消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する緊急消防援助隊として出動し、遭難救助活動等を行った消防職員を対象とする特殊勤務手当を新設することとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日等

公布の日から施行し、この条例による改正後の堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年9月1日から適用するものであること。

令和7年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その5）

令和7年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-24-0032

